

1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	ものづくりマイスター制度の周知と申請促進のため、企業や業界団体を訪問し、情報収集や協力依頼を行う。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対し、引き続き活動の意思があるか否かを確認し、活動意思がない場合は登録解除を促し登録解除の手続きを行う。 新規ものづくりマイスターの開拓については、登録解除数の多い職種・新たに認定職種として追加された職種(ブライダルコーディネーター、レストランサービス、ビルクリーニング、フラワー装飾、西洋料理、日本料理)を重点的に、関連する職種の企業や業界団体、個人に対して働きかけを行う。 新規ものづくりマイスター認定者目標数：12 延人
(2) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターに対しては、指導開始前に派遣事業の内容等について説明を行い、円滑に指導等が進められるようにする。
(3) ものづくりマイスター認定申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請者に対し、申請書記入上の留意点の説明、記入内容の確認を行い、定期的に申請書を取りまとめたうえで、中央技能振興センターへ提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定を受けたものづくりマイスターのうち、指導経験や職業訓練指導員資格が無い者を対象に、指導技法を身につけるための指導技法等講習を実施し、円滑に指導が行えるようにする。 なお、過去3年間に一度も活動実績がないものづくり

	マイスターに対して、最新の指導技法等に係る講習を行う。(テキスト等の情報提供で可) 指導技能等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を負担する。 「ものづくりマイスター指導技法等講習」の実施 センターが準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、ものづくりマイスターによる指導技法の講習を実施する。(開催時期 12月、3月 年2回)
2 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート	若年技能者の人材育成に係る相談・援助については、技能振興コーナーに製造業等で豊富な経験を有した企業のOBである技能向上コーディネーターを配置し、ものづくりマイスターの派遣要請を受けた中小企業・専門高校等に、技能向上コーディネーターが訪問し、要望内容を確認して指導ニーズを把握することで、指導職種や指導内容、スケジュール等の調整を行う。 さらに技能向上コーディネーターが指導ニーズに合致するものづくりマイスターを選任して、指導依頼元の要望を伝えると共に詳細な打合せをすることにより、効果的な指導が行われるようにする。
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ・派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業 ② 業界団体(商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合) ③ 工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く。)	① 中小企業へのものづくりマイスターの派遣 新規派遣となる中小企業を掘り起こすため、連携会議委員へ制度の説明や情報提供を行い、派遣可能性のある中小企業を紹介してもらうこととする。 また、技能向上コーディネーターは工業団地や中小企業団体等を訪問し、新規派遣先を開拓する。さらに、ものづくりマイスターの派遣実績のある中小企業から情報収集を行い、関連企業への活用を提案するほか、工業団地の組合や主要企業、所在地の市町村を訪問し制度の説明を行うなどにより、中小企業での活用促進を図る。 (派遣目標 400人日)

	② 業界団体へのものづくりマイスターの派遣 業界団体については、派遣実績のない技能士団体や技能検定実施団体などを訪問し、制度活用を促すことにより、新規派遣の増加を目指す。 なお、従来から行っている市町村や商工会等への事業紹介も引き続き行う。(派遣目標 50 人日) ③ 工業高校等へのものづくりマイスターの派遣 新規派遣となる工業高校等の掘り起こしについて、工業高校で組織する校長会及び専門部会等を活用してマイスターの派遣を働きかける。 まず、工業系高校については機械加工職種等、派遣実績の多い職種での更なる派遣促進を図ると共に、電子機器組立て等、派遣依頼が減少している職種についても派遣に向けて積極的に学校との連携を図る。 また、建設系高校については、建築大工や鉄筋施工職種での活用促進を図ると共に、とび職種等の派遣の少ない職種での派遣に向けて学校との連携を図る。 (派遣目標 850 人日) (派遣目標 合計 1,300 人日)
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における「ものづくりの魅力」発信 エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を	ア サポステからの要請に応じ、積極的に実施の検討を行い、可能な限りものづくりマイスターを派遣して、ものづくり体験等を通して「ものづくりの魅力」を伝え、技能の素晴らしさや魅力を認識してもらうとともに、就労意欲の喚起・向上を伝える。 イ 小中学校等の児童・生徒等を対象に、ものづくりマイスターを派遣し「ものづくりの魅力」を伝え、技能の素晴らしさや魅力を認識してもらうとともに、ものづくりに対する理解を深めてもらい、将来の職業選択の指針を与える。 そのために、派遣の実施に当たっては、ものづくりマイスターの技能の素晴らしさが伝わるように、ものづくりについての講話、実演及びものづくり体験を効果的に組み合わせた内容とする。 (目標人日：1,600 人日) ウ 公共施設、ショッピングモール等において、技能振

通じての「ものづくりの魅力」発信	興コーナーが主体となって公共施設等へのものづくりマイスターの派遣を計画する。計画に当たっては、公共施設等での派遣だけでなく、WEBによる製作実演の公開も併せて計画する。 公共施設等への派遣の場合は、ものづくり体験教室を実施し、体験を通してものづくりの魅力、技能のすばらしさを伝える。体験内容については、過去に実施した体験教室等の経験を踏まえ、最も効果的な場所、時期、日程、職種、指導内容等になるよう十分に検討することとする。 WEBによる製作実演の公開は、ものづくりマイスターの製作実演及びインタビュー等の動画を年間通してWEB上にて公開することで、広くものづくり職種の魅力や技能の重要性を認識してもらう。 なお、どちらの場合もWEBやSNS、チラシ等を利用して、広く周知広報を行い、多くの参加及び視聴者が見込めるよう進める。(派遣目標 100 人日) (派遣目標 合計 1,700 人日)
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	ものづくりマイスター派遣対象外の職種において、中小企業や専門高校等から実技指導の要請があった場合、指導に熟達した適切な熟練技能者を派遣し、効果的な指導を行う。 派遣方法等はものづくりマイスターの派遣に準ずることとする。
3 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	ア 若年者の技能レベル向上の一助となる技能五輪全国大会への参加を促すため、神奈川県において予選を実施する。予選は、神奈川県の技能五輪選手団を構成している神奈川県職業能力開発協会と共同実施とし、実施職種の関連団体や教育機関等に働きかけて選手募集を行う。 競技職種：西洋料理、日本料理等 2 職種程度 参加者数：計 20 人 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ参加する中小企業や学校等の選手及び指導者に対して、

	参加旅費及び工具等運搬費の支援を行う。 ・技能五輪全国大会（愛知県） 参加旅費：選手・指導者 30 人程度 運搬費：2 件程度 ・若年者ものづくり競技大会（香川県） 参加旅費：選手・指導者 20 人程度 運搬費：2 件程度
（２）卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	青少年の技能労働職への入職促進のため、令和７年度の卓越した技能者表彰の被表彰者の技能を、中央技能振興センターのサイトで公開する。そのコンテンツ作成支援を行うため、センターの編集方針に沿って被表彰者への取材を行い、結果を提出する。
（３）「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業について、令和７年度は新規認定を行わないことをホームページ等への掲載により周知させる。 また、認定を受けた事業者から変更・廃止等の相談があった際は、センターへ問い合わせるよう案内をする。
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
（１）連携会議の設置	連携会議を設置・運営する。 構成は 11 団体で、下記のとおり。 神奈川県、神奈川県労働局、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会神奈川県連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センター、神奈川県専修学校各種学校協会、神奈川県技能士会連合会、神奈川県教育委員会、横浜市、川崎市。
（２）連携会議の開催回数	連携会議は年 2 回(5 月・12 月)開催する。 第 1 回は前年度の実施結果報告と当年度の実施計画の説明、及び事業の実施にあたっての連携・協力の確認を行う。 第 2 回は当年度の事業実施状況の報告を行う。 (連携会議含め、主催する研修・会議は、オンラインによる開催を原則とする)